

## 令和6年能登半島地震におけるJDAT活動

2024年6月18日(火) 19:00～21:00(うち40分)  
宮城県歯科医師会館 + オンライン配信

東北大学 大学院歯学研究科 国際連携推進部門 世界展開力強化事業推進室 特任講師  
東京医科歯科大学 大学院 救急災害医学分野・健康推進歯学分野 非常勤講師  
岩手医科大学歯学部・長崎大学歯学部 非常勤講師  
日本災害時公衆衛生歯科研究会 世話人

中久木 康一  
nakakuki@biglobe.jp

## JDAT (Japan Dental Alliance Team) 日本災害歯科支援チーム

## Menu

- JDAT 日本災害歯科支援チーム
- 令和6年能登半島地震におけるJDAT活動
- 保健医療活動チームにおける歯科
- 宮城県における体制の再検討

## Japan Dental Alliance Team (JDAT、日本災害歯科支援チーム)

### 【目的・趣旨】

JDAT (Japan Dental Alliance Team : 日本災害歯科支援チーム) は、災害発生後おおむね72時間以降に**地域歯科保健医療専門職**により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における**口腔衛生を中心とした公衆衛生活動**を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

<目的>

大規模震災後の避難所・仮設住宅、被災者等への歯科保健医療の提供は、(急性期から慢性期に)に至るまで、様々な歯科関係職種の**継続的な支援**が必要である。

そのため、日本歯科医師会主導の下、**歯科関係団体同士の連携**や災害対応に関する**認識の共通化**を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の**情報集約**や**共有**を促し、有事に際して**国や都道府県との連携調整**を行い、被災地の歯科医療救護や被災者の歯科支援活動を**迅速に効率よく**行うべく、協議していく。

<参画団体>

- ①日本歯科医師会
- ②日本歯科医学会
- ③日本私立歯科大学協会
- ④国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議
- ⑤全国医学部附属病院歯科口腔外科科長会議
- ⑥日本病院歯科口腔外科協議会
- ⑦日本歯科衛生士会
- ⑧日本歯科技工士会
- ⑨全国行政歯科技術職連絡会
- ⑩日本歯科商工協会

※オブザーバー:内閣府、厚生労働省、日本医師会(JMAT関係者)、防衛省ほか

JDAT チーム構成・期間のイメージ

【構成(例)】

歯科診療所休診時期(活動開始時)

歯科医療救護チーム  
 歯科医師2、事務職1  
 歯科医師2、歯科衛生士1、歯科技工士1



歯科保健支援チーム  
 歯科医師2、歯科衛生士2



歯科保健支援チーム  
 歯科医師1、歯科衛生士2~3

【期間(例)】 4日間程度/チーム

月	火	水	木	金	土	日
			引継			引継
	チームA				チームB	
			引継			引継
	チームC				チームD	

© 2024 DPHD

チームに求められているものとは？

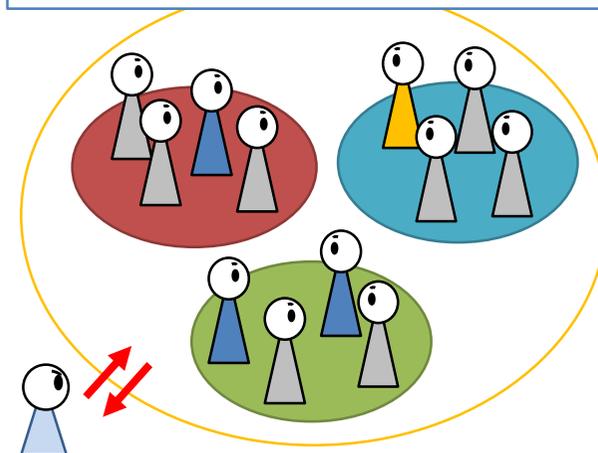
- 指揮命令系統
- ルールの順守
- 審判は絶対
- 公費により支弁される 業務=プロフェッショナル
- 質(一定以上)の担保
- 交代するチームも同じ機能を持ち続ける

JDAT, 日本災害歯科支援チーム

※ 各県5~10チーム(基本は保健所単位ごとに1チーム)配備

○×市 災害対策本部 参集歯科チーム

他地域へ派遣



アドバンス研修会修了者  
 ✓ 地区本部に1人以上  
 ✓ 外部歯科支援チームリーダーとなれる人

体制研修会修了者  
 ✓ チームに1人以上  
 ✓ チームメンバーの要となれる人

厚労省補助金事業  
 “災害歯科保健医療  
 チーム養成支援事業”  
 研修会未受講者

現地災害歯科コーディネーター  
 (現地支援活動コーディネーター)

※職能団体や組織における災害対応研修は受講していることが望ましい

© 2023 DPHD

# JDAT 平常時・災害時

## 平常時

- 研修と、体制整備
- 地域の災害対策や防災訓練に積極的に参画

## 災害時

- 緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援
- JMATなどの医療チームの歯科との連携

## 被災時

- 地域の情報を
- 必要時は支援チームの派遣要請を提言
- 現地支援活動コーディネーターとして受援

地域での歯科保健医療提供体制の継続

## 令和6年能登半島地震における JDAT活動



- JDAT (日本災害歯科支援チーム)は、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などによるチームです。
- 避難所や高齢者施設等において、応急歯科治療や口腔衛生の確保・口腔機能の維持をサポートします。



### 歯科相談 応急歯科治療

近隣の歯科診療所が再開するまでの間、痛みをとる、食べやすくする、などの応急治療を行います。

- 歯が痛い、口内炎ができた
- 入れ歯が痛い、ゆるい
- 歯の詰め物がとれた



### 歯科保健活動

歯や口のお困りごとなどを確認し、災害時の生活における工夫の仕方を、おひとりおひとりの状態にあわせてご紹介・ご説明し、必要な歯みがき用品をご提供します。災害時のお口のケアが、肺炎などのからだの病気を予防することなども、あわせてお伝えします。

- お水が少ない時の歯みがきの工夫
- お口が乾きやすい時のマッサージ方法



### 【集団】お口の健康づくり

皆さんがお集まりの場所で、歯や口からの健康の保ち方をご説明したり、お口の体操をしたりします。

- お口の体操
- 歯や口と健康 講和



### 地域の歯科医療提供体制の再構築

地域の歯科診療所の再開状況にあわせて、治療が必要な方を診療所に繋ぎます。

これらの支援を通じて、被災した地域が日常を取り戻すためのお手伝いをさせていただきます。歯や口に関することで、お困りのことやご希望がありましたら、遠慮なくご相談ください。歯みがき用品の提供を含め、全て無料です。

## R6年能登半島地震 JDAT活動(他県)

- 1月4日 厚生労働省「令和6年能登半島地震医療関係団体等緊急連絡会議」に日歯が出席
- 1月7・8日 石川県歯チームが被災地巡回
- 1月12日 石川県歯→石川県知事
- 1月13日 「石川県知事→厚生労働省→日歯」要請、「石川県歯→日歯」要請
- 1月13日 「日歯→日本災害歯科保健医療連絡協議会構成団体」要請
- 1月18日 他県JDAT派遣開始
- 3月10日 他県JDAT派遣終了、以降は北陸3県のみ
- 3月20日 他県JDAT派遣終了、以降は石川県歯による歯科診療バスによる仮設診療所、および、金沢市の1.5次避難所

<連絡先> \*\*歯科医師会 \*\*\*-\*\*-\*\*\*\*



## JDAT 活動に係る現況報告 (2024年3月21日現在)

- 3/11(月)の週からは富山県、福井県、石川県 JDAT で珠洲市、輪島市を中心に対応しているが、珠洲市、輪島市ともに 3/20(水)をもって JDAT 活動を修了し、今後は基本的に石川県チームで「道の駅すずなり」での歯科診療車(福井県歯科医師会所有)、金沢市(1.5次避難所)の対応を継続して行う。
- 珠洲市では歯科診療所 5 か所すべてが稼働できない状況にある。歯科診療車における診療は 4 月も引き続き行い、基本的に木曜日を除き毎日行う予定。ただし、歯科診療所が再開した場合には中止する場合あり。
- 輪島市では 11 歯科診療所のうち 6 か所が一部制限付きで稼働している。
- 能登町では歯科診療所 5 か所すべてが稼働しているが、通常通りとまではいかない。
- 穴水町では歯科診療所 4 か所すべてが一部制限付きで稼働している。
- 七尾市では歯科診療所 28 か所すべてが一部制限付きで稼働している。
- 金沢市(1.5次避難所)については火曜日を除き対応していく。

## 能登半島地震における 歯科専門職による支援

- 県内のJDAT
  - 被災市町村
  - 1.5次避難所・2次避難所
- 県外のJDAT
  - 被災市町村
- 自治体職員の歯科専門職
  - JDATチームの一員
  - DHEATの一員(本部:市町村、県庁、1.5次避難所)
- 民間のボランティア(共助)
  - 在宅医療連合学会等からの声掛けも含めて、ボランティア団体による「ケア」への歯科専門職としての参加
  - 歯科医師個人への支援

公助

共助

保健医療活動チームにおける  
歯科

# 災害保健医療支援の仕組み

- 災害救助法
  - 医療と助産 > 医療 > 歯科医療
- 災害対策基本法
  - 地域防災計画(災害時医療救護計画)
- 医療法
  - 災害時の医療(6疾病)

# 災害対策・対応の法律

準備・予防	発災	対応・救護	復旧・復興
-------	----	-------	-------

南海地震 1946

伊勢湾 台風1959

**災害救助法** (6) 医療および助産  
① 医療

災害発生の日から **14日以内**

被災者生活再建支援法

阪神・淡路大震災 1995

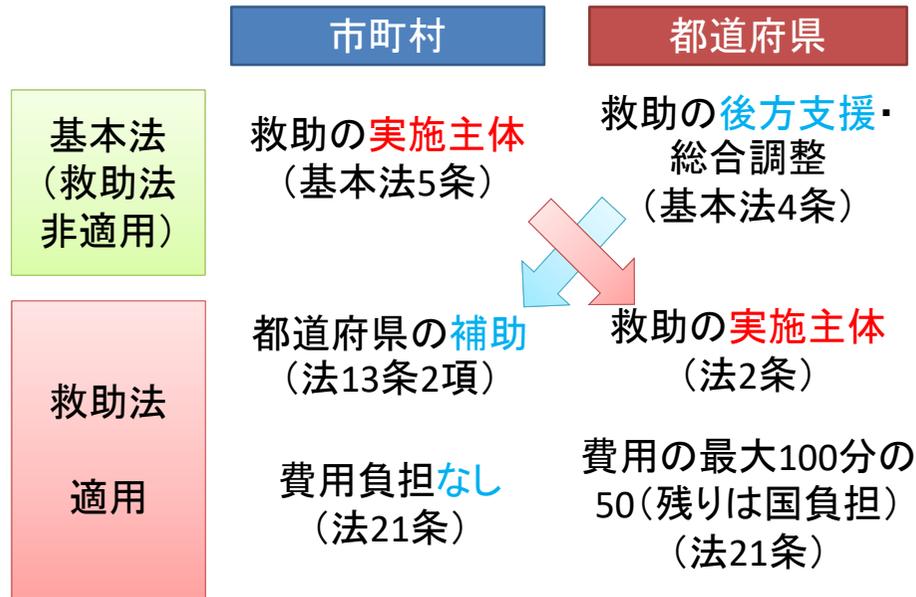
## 災害対策基本法

地域防災計画(含: 医療救護計画)

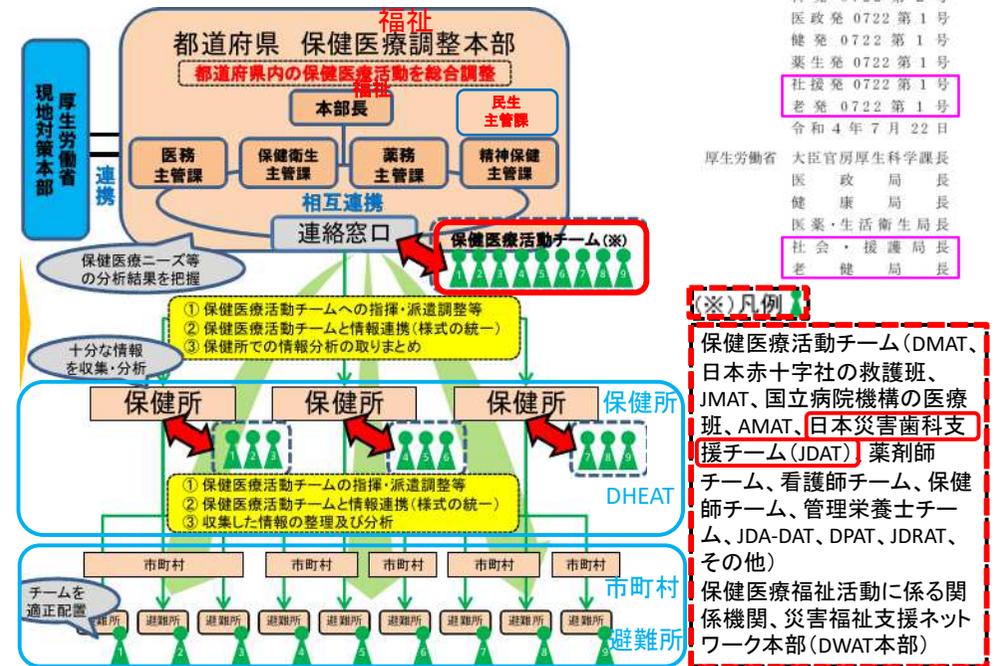
医療法...5疾病・6事業

<b>5疾病</b>	がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
<b>6事業</b>	救急医療、 <b>災害時における医療</b> 、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療(その他)、新興感染症等の感染拡大時における医療

# 災害救助法の適用(役割)



## 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について



- 科発 0722 第 2 号
- 医政発 0722 第 1 号
- 健発 0722 第 1 号
- 薬生発 0722 第 1 号
- 社援発 0722 第 1 号
- 老発 0722 第 1 号
- 令和 4 年 7 月 22 日
- 厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
- 医政局 局長
- 健康局長
- 医薬・生活衛生局長
- 社会・援護局長
- 老健局長

(\*)凡例

保健医療活動チーム(DMAT、日本赤十字社の救護班、JMAT、国立病院機構の医療班、AMAT、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、JDA-DAT、DPAT、JDRAT、その他)

保健医療福祉活動に係る関係機関、災害福祉支援ネットワーク本部(DWAT本部)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医政地発0331第14号  
令和5年3月31日  
最終改正 医政地発0629第3号  
令和5年6月29日

災害時における医療体制の構築に係る指針 P98

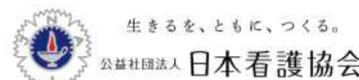
第1 災害医療の現状  
2 災害医療の提供

厚生労働省医政局地域医療計画課長

(6) 保健医療活動チーム

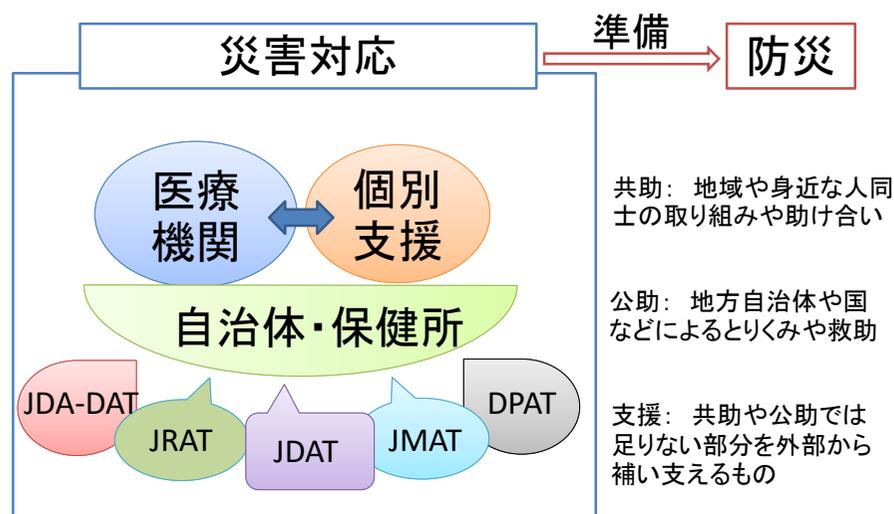
災害が沈静化した後においても、被災地の医療提供体制が復旧するまでの間、避難所や救護所等に避難した住民等に対する健康管理を中心とした医療が必要となるため、様々な保健医療活動チーム(日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本病院医療支援班(AMAT)、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、薬剤師チーム、看護師チーム(被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む)、保健師チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、日本災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)、その他の災害医療に係る保健医療活動を行うチーム)が、DMAT、DPATとも連携しつつ、引き続いて活動を行っている。

© 2024 DPHD



© 2024 DPHD

災害保健医療支援における関係者



女川町における被災後の支援

Timeline chart for female Gama Town recovery from 2011 to 2020. It tracks support from private (民間支援), public (公的支援), and external (民間支援(外部)) sectors, including dental relief, dental health, and dental clinics.

※ 記載したものの以外にも、多くのボランティアによるスポット支援は行われています

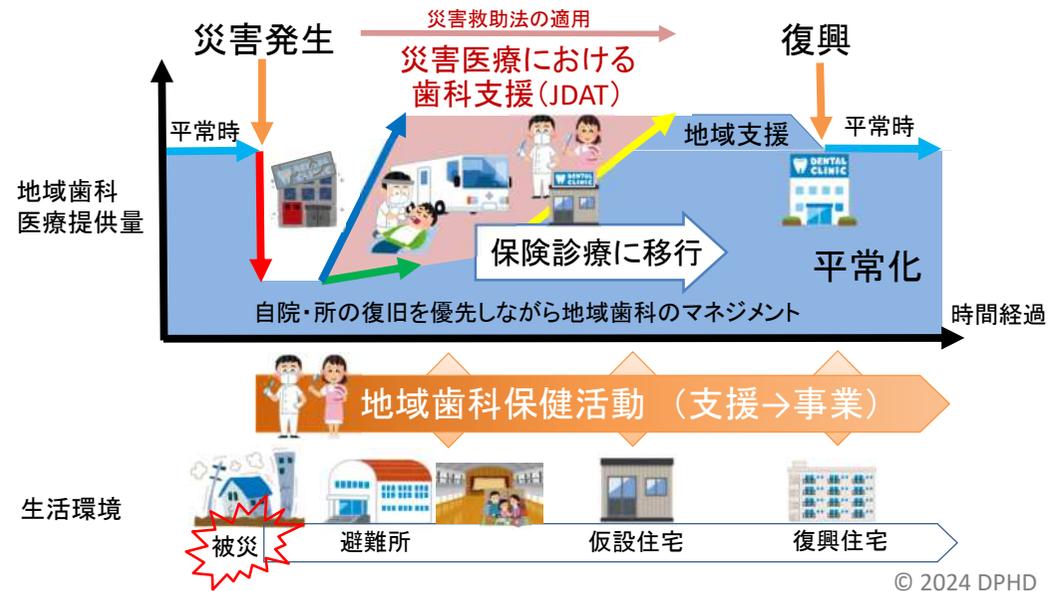
# 民間支援(NPO、ボランティア)として 望ましいもの

- 保健医療福祉調整本部との連携の中での方針
- 定期的な、地元がたてる計画の中に入れ込むことのできる継続的な活動
- OODAからPDCAに移行して常にサイクルを回し続ける
- 地域の保健医療者に引き継ぐための連携と、現実的な計画
- 法人格

OODA: Observe(観察)、Orient(方向づけ)、Decide(意思決定)、Act(行動)

PDCA: Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)

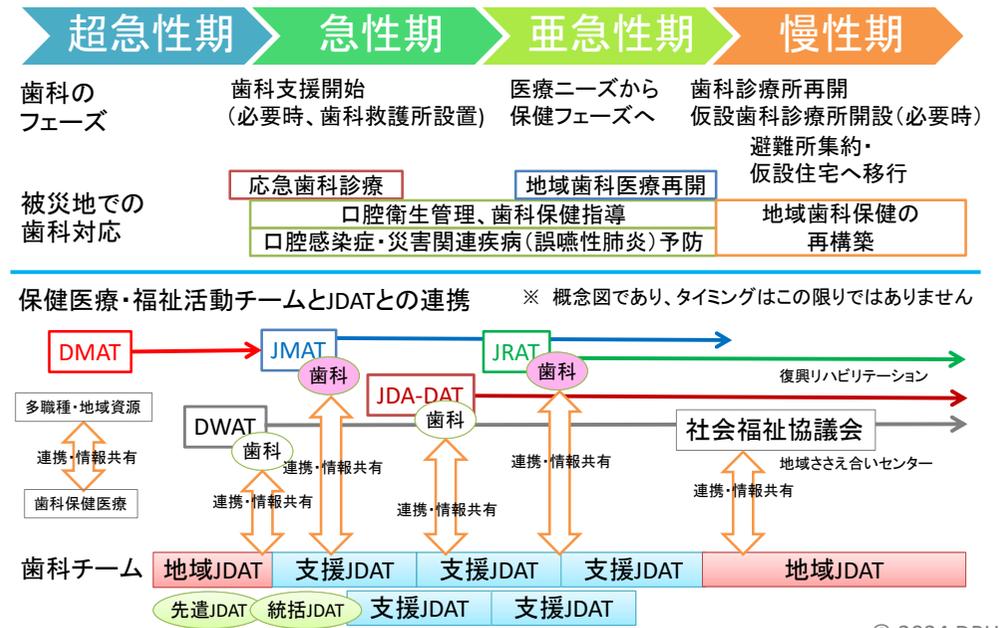
# 支援活動の移行 (災害医療→保険医療, 支援活動→地域事業)



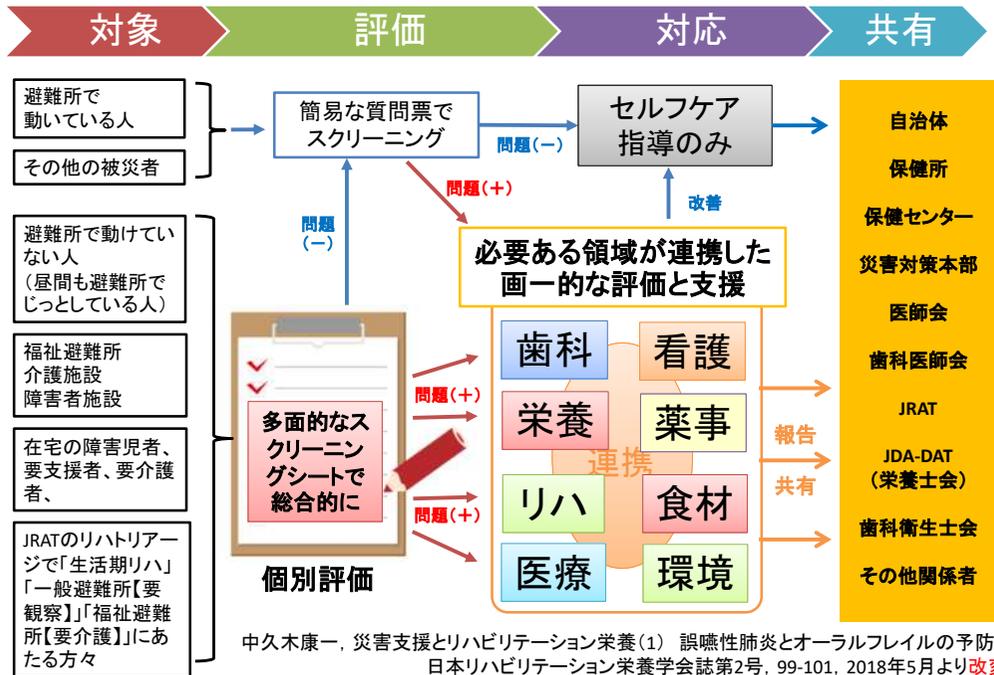
# JDATの課題

- 支援に来る人が、地域保健・地域連携に詳しいわけではない／詳しい人はそうは来れない
  - 研修は必要→基礎研修のオンデマンド化+標準研修の地域開催
- そのうえで、JDATを活かしてもらう体制が必要
  - 歯科の評価を活用してマネジメントする／してもらう仕組み
  - 災害医学会“災害時「食べる」連携委員会”→共通理念づくり、共通評価づくり?

# 保健医療・福祉活動チームとJDATとの連携



# 多職種での「食べる」支援における個人アセスメントと情報共有



## 宮城県における体制の再検討

# 宮城県の災害時医療救護計画



## 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

### 宮城県地域防災計画

宮城県地域防災計画は、災害対策基本法第40条第1項の規定により、宮城県防災会議（会長：宮城県知事）が作成する計画です。  
県土並びに県民の生命、身体及び財産を各種災害から守るため、県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めた総合的な計画で、「地震災害対策編」・「津波災害対策編」・「風水害等災害対策編」・「原子力災害対策編」から構成されています。

（「原子力災害対策編」については、原子力安全対策課のホームページをご覧ください。）

PDF 宮城県地域防災計画の修正について（PDF：880KB）

### 重要なお知らせ

- > 豆類を含む健康食品で健康被害が疑われる事例が発生しています
- > 令和6年能登半島地震にかかる特設ページ
- > 【注意喚起】蔵王御座「馬の背カルデラ」立入禁止
- > 【通報先】斜面や深沢の異常・土砂災害

重要なお知らせ一覧 >

こちらのページも読まれています

- > 防災推進課
- > 検査結果

P258～

地震災害対策編

3-8 医療救護活動

## 第8節 医療救護活動

<主な実施機関>

県（保健福祉部）、市町村、医療関係団体、消防機関、自衛隊

### 第1 目的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、県、市町村及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 第2 災害に関する情報の収集及び伝達

### 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制

#### 1 県

- (1) 保健医療福祉調整本部の設置
- (2) DMATの派遣
- (3) 医療救護班の派遣調整

イ 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、**県歯科医師会**等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

また、県は、**医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合**、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、**日本災害歯科支援チーム(JDAT)**、(公社)日本薬剤師会、(一社)日本病院薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

ロ 保健医療福祉調整本部は、災害の状況又は地域保健医療福祉調整本部、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

ハ 保健医療福祉調整本部は、**災害医療コーディネーター**及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。

ニ 地域保健医療福祉調整本部は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、**地域災害保健福祉医療連絡会議**を設置する。

ホ 保健活動は、医療救護と密接に関係するため、医療救護班はこれと十分に連携をとる。

### 第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制

#### 7 (一社)宮城県歯科医師会

(一社)宮城県歯科医師会は、「**災害時の歯科医療救護に関する協定書**」に基づき、県から歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

#### 協定の主な内容

##### Ⅰ 歯科医療救護班の編成及び派遣

災害が発生し、県から派遣要請があった場合に、歯科医や歯科衛生士などで構成する歯科医療救護班を編成し、災害現場や救護所に派遣します。

##### Ⅱ 歯科医療救護計画の策定

災害が発生し、県から派遣要請があった場合に、派遣場所や派遣する歯科医の氏名などの計画を策定し、県に提出します。

##### Ⅲ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

災害により歯が折れたりした場合など、応急処置を行います。

##### Ⅳ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関の転送の要否及び転送順位の決定

多数の歯科医療救護者が発生した場合など、トリアージを行います。

[PDF 災害時の歯科医療救護に関する協定書 \(PDF: 31KB\)](#)

#### お問い合わせ先

健康推進課健康推進第一班  
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
電話番号: 022-211-2623  
ファックス番号: 022-211-2697

[お問い合わせフォーム](#)

[組織から探す](#)

[第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画を策定しました](#)

[同じカテゴリから探す](#)

[口腔保健](#)

[歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰\(職域功績団体\)について](#)

[宮城県の歯科保健/歯科保健データ集](#)

[宮城県の歯科保健](#)

[宮城県口腔保健支援センターについて](#)

[第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画を策定しました](#)

[もっと見る](#)

#### 災害時の歯科医療救護に関する協定書

宮城県(以下「甲」という。)と社団法人宮城県歯科医師会(以下「乙」という。)とは災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び宮城県地域防災計画(昭和38年7月10日策定)に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、宮城県地域防災計画に基づき、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(歯科医療救護計画の策定等)

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(市町村及び地区歯科医師会との調整)  
 第11条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。  
 2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療活動が円滑に実施されるよう、地区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(歯科医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣)  
 第12条 甲は、他県に歯科医療救護班の派遣を要請したときは、乙に対してその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるよう図るものとする。  
 2 甲は、他県から歯科医療救護班の派遣についてあつせん求めがあった場合には、乙に対して協力を依頼することとし、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

(細則)  
 第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細則に定める。

(協議)  
 第14条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)  
 第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月30日

## 地域防災計画を修正、「死者数10年で8割減」の目標盛り込む

朝日新聞デジタル 2023年11月22日 10時45分

宮城県防災会議(会長・村井嘉浩知事)は21日、県地域防災計画の修正を了承した。昨年5月公表の新しい津波浸水想定を織り込み、最悪時に約5500人が死亡するなどとした被害想定を反映させたほか、2033年度までの10年間でこの想定死者数を「おおむね8割減少させる」という減災目標を盛り込んだ。

県が、災害対策基本法に基づく地域防災計画に具体的な減災目標を位置づけるのは今回が初めて。津波への備えを今後も拡充していくことなどで、具体的には、約5500人とされる死者数を約890人まで減らすことを掲げた。

知事の代理で出席した伊藤哲也副知事は会議後、改めた地域防災計画について「多様な想定のもと、よりきめ細かい防災を地域ぐるみで進める上で、ぜひ役立てていきたい」と話した。

同会議傘下の専門部会が新しい浸水想定を使ってまとめた被害想定によると、冬の夕方に東日本大震災と同程度の地震が起き、防潮堤が破壊されるなどした場合、約5500人が死亡すると推計。自治体別では、石巻市で最多の約2200人が、仙台市や気仙沼市でそれぞれ約500人が亡くなるなどとしている。(中島嘉克)

## Japan is facing a disaster striking the super-aged community

The Lancet, CORRESPONDENCE | VOLUME 403, ISSUE 10436, P1537, APRIL 20, 2024

### Japan is facing a disaster striking the super-aged community

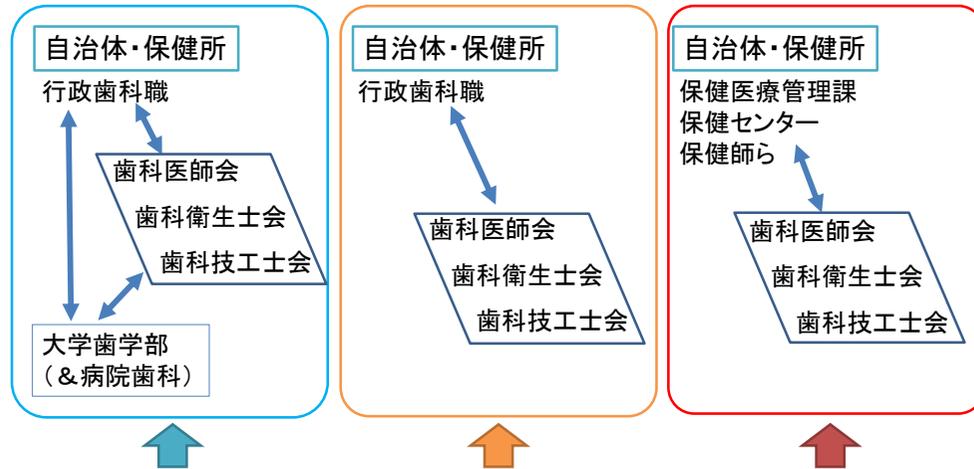
A 7.6 magnitude earthquake followed by a tsunami struck the Noto Peninsula, Ishikawa, Japan, on Jan 1, 2024, which led to 245 deaths as of April 9, 2024.<sup>1,2</sup> This disaster has brought renewed attention to the critical challenges of managing disaster relief efforts in rapidly ageing populations. The epicentre of the earthquake, which hit the northern Noto region, stands out for its substantial population of older adults, where 50.1% of its residents are 65 years or older.<sup>3</sup>

A lesson from the 2011 earthquake that hit Japan was the elevated mortality risk in the first month post-disaster due to pneumonia, stroke, heart disease, and cancer, along with injuries and wound infection.<sup>4,5</sup> Approximately 30% of deaths in the period were due to pneumonia, indicating a mortality risk three to four times higher than pre-earthquake. This risk intensifies for the older population, particularly those in disrupted health-care settings such as hospitals and nursing homes. The risk of mortality in women aged over 85 years increased by 1.7–2.6 times in the 3 months following the earthquake.<sup>4</sup>

2011年に日本を襲った震災の教訓は、震災後1ヶ月間の肺炎、脳卒中、心臓病、がん、そして怪我や創傷感染による死亡リスクの上昇であった<sup>4,5</sup>。この期間の死亡者の約30%が肺炎によるもので、死亡リスクが震災前の3倍から4倍高いことを示している。このリスクは、高齢者、特に病院や老人ホームなどの医療環境が混乱している人々にとって、さらに高まる。85歳以上の女性の死亡リスクは、震災後3か月間で1.7~2.6倍に増加した<sup>4</sup>。

## 被災自治体における歯科保健医療支援

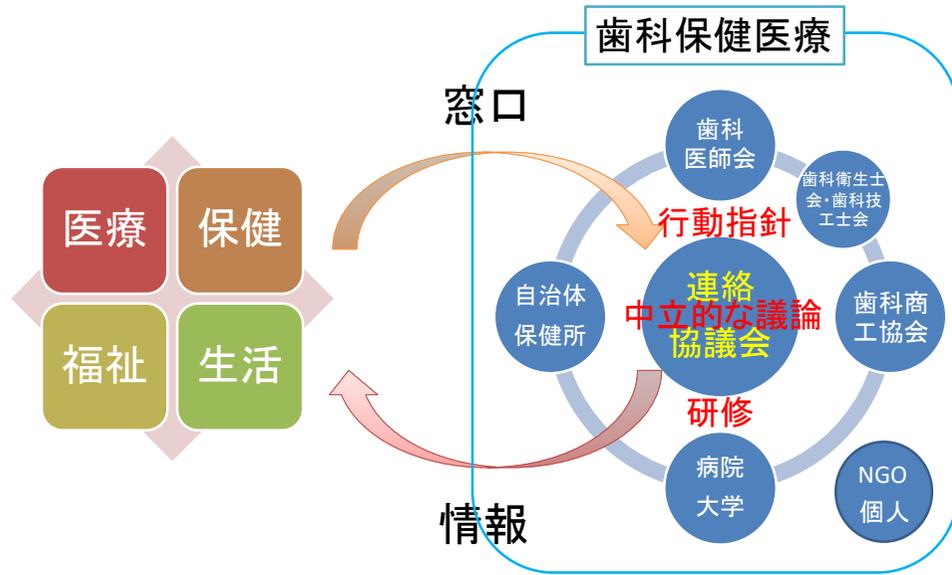
行政歯科 歯学部	あり あり	行政歯科 歯学部	あり なし	行政歯科 歯学部	なし なし
-------------	----------	-------------	----------	-------------	----------



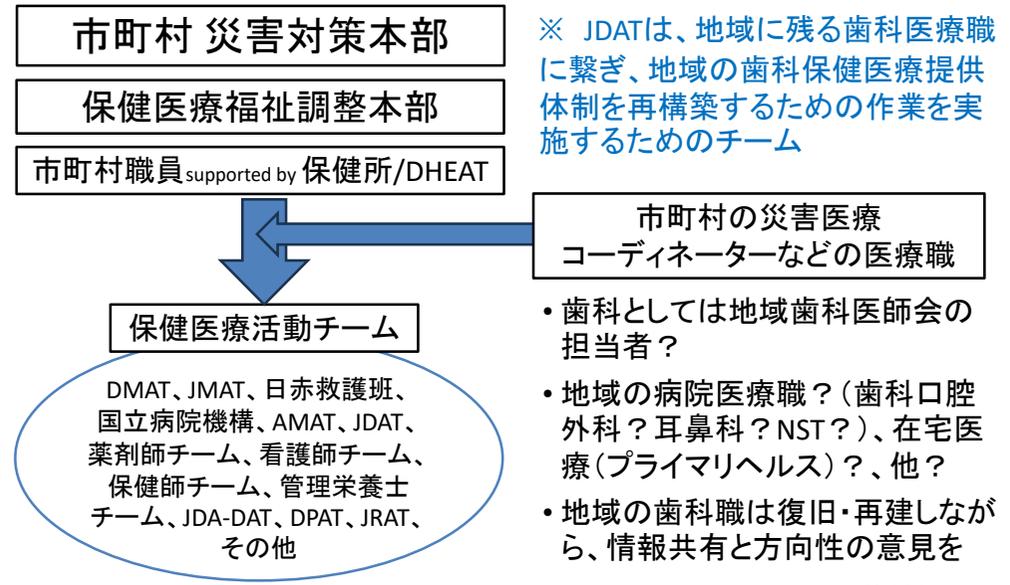
支援 日本災害歯科支援チーム(JDAT)

# 日本災害歯科保健医療連絡協議会

2015年4月～



# 市町村におけるJDATのコーディネート



© 2024 DPHD

# 月刊nico 2018年8月号

# 日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>



日本災害時公衆衛生歯科研究会  
Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)

メーリングリスト  
各種書式・パンフレット  
研修媒体動画  
研修会資料・動画

目的  
災害時に歯科口腔保健に必要な...  
について検討し、必要な場所へ、必要な歯科口腔支援を届けるため、具体的・実践的な...  
個人が集まり、よりよい災害時公衆衛生歯科のための提言を出し、それを広めるために...

書籍・研究報告書など  
研修会動画・配布資料など  
研修動画・活動動画・研修準備資料など  
アセスメント票・アクションカード・パンフ・ポスターなど

意義や目的として、下記などがあげられる。  
1) 災害時の歯科保健の標準化などの提案を出していくシンクタンク!  
2) 災害時の多職種連携での対応のあり方を探り体制を構築して!  
3) 研修の題材やスタイルを作成し、それを試行し完成させてい!  
4) 必要であれば出張研修の依頼を受ける母体

2015年6月15日発行  
一世出版  
A3判 2000円

日本災害時公衆衛生歯科研究会 ML登録係  
[jsdphd-admin@umin.net](mailto:jsdphd-admin@umin.net)